

## あかいかに関するいか釣り漁業の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月13日

協定認定日 令和6年3月26日

### (目的)

第1条 本協定は、あかいかの管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、あかいかに関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もってあかいかの保存及び管理を図るものである。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 あかいか 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第3-35に定めるあかいか（北太平洋漁業資源保存条約海域）をいう。
- 二 いか釣り漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第17号に掲げるいか釣り漁業をいう。
- 三 操業 あかいかの採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

### (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、いか釣り漁業の許可に係る操業区域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、あかいかとする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、いか釣り漁業とする。

### (資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第3-35に定める目標とする。

### (資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 総トン数200トン未満の漁船（旧中型船）については、4月17日～25日に在港休漁を行う。（上記9日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は14日間となる。）

二 総トン数 200 トン以上の漁船（旧大型船）については、4 月 1 日～9 日に在港休漁を行う。（上記 9 日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約 5 日間を加味すると、実質的な休漁期間は 14 日間となる。）

（取組の履行確認に関する事項）

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、前条の取組については、漁獲成績報告書の写し（4 月分）及び仕切書の写し等の客観的に履行確認可能な書類を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第 7 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第 8 条 第 5 条の具体的な取組のあかいかの保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、あかいかの資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該あかいか資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第 9 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」とい

う。)は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあつては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
  - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
  - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
  - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
  - 四 農林水産大臣に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決

## 権

(全ての参加者の代理権を有する者の機能及び経費の負担)

第13条 協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
  - 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
  - 三 その他本協定の手続において全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定代表者は、本協定の手続を経た事項について、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定代表者は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
- 4 本協定に係る事務手続き及び報告については、一般社団法人全国いか釣り漁業協会が処理するものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

## 附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり。

(以上)